

復興・B型肝炎対策財源作業チームについて

- 東日本大震災からの復旧・復興のための事業に充てる財源としての税制措置及びB型肝炎対策の財源としての税制措置について検討するため、復興・B型肝炎対策財源作業チームを設ける。

- 同作業チームにおいては、

- ・「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき、基幹税などを多角的に検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の具体案を策定の上、税制調査会に報告する。その際、平成 23 年度税制改正事項についてもあわせて検討を行う。複数の具体案は、東日本大震災復興対策本部及び与野党協議における議論の素材となるものである。

（参考）東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）

「税制措置の具体的内容については、8 月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成 23 年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。」

- ・「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日閣議決定）に基づき、B型肝炎対策に係る財源としての税制措置の具体的内容について検討を行い、その検討結果を税制調査会に報告する。

- 復興・B型肝炎対策財源作業チームのメンバーは、以下の者とする。ただし、座長の判断により、必要に応じて他の税制調査会委員の出席を求めることができるものとする。

座長 財務副大臣（企画委員会主査）

座長代理 総務副大臣（企画委員会主査代理）

内閣府副大臣（国家戦略担当）

財務大臣政務官（企画委員会事務局長）

総務大臣政務官（企画委員会事務局長代理）

内閣府大臣政務官（経済財政政策担当）

基幹税などの留意点(国税)

基 幹 税

| | 税収 (23 年度予算) | 留 意 点 |
|-------|--------------|--|
| 所 得 税 | 13.5兆円 | <ul style="list-style-type: none"> ○担税力に応じて累進的に負担を分かち合うことができる。 ○実質的に被災者の負担への配慮が可能。 ○勤労者（現役世代）に負担が偏る。 ○23年度税制改正で諸控除の見直し等を実施予定（平年度税収約2,100億円） |
| 法 人 税 | 7.8兆円 | <ul style="list-style-type: none"> ○企業の国際競争力・立地促進、雇用への影響を考慮する必要。 ○23年度税制改正で法人実効税率の引下げ（▲5%）及び課税ベースの拡大を実施予定（平年度税収約▲7,800億円）※ ※分離税制改正法に盛り込まれている政策減税等（▲660億円）を含む。 |
| 消 費 税 | 10.2兆円 | <ul style="list-style-type: none"> ○世代を通じて広く国民全体で負担を分かち合うことができる。 ○税の仕組み上、被災者の消費税負担について、配慮が難しい（別途の検討が必要）。 ○社保・税一体改革（社会保障財源として整理）との関係について留意する必要。 |

その他の税目

| | 税収（23年度予算） | 留意点 |
|------|------------|---|
| 相続税 | 1.4兆円 | ○23年度税制改正で基礎控除の引下げ、税率構造の見直し等を実施予定（平年度税収約2,800億円） |
| たばこ税 | 0.8兆円 | ○22年度税制改正において、1本3.5円（国・地方）の税率引上げ（マージン含め1本5.5円（マイルドセブン等）の価格改定）を実施。 |
| 酒税 | 1.3兆円 | ○多様な酒類を課税対象としていることを踏まえた検討が必要。 |
| 揮発油税 | 2.6兆円 | ○エネルギー税制のうち石油石炭税については、23年度税制改正で税率引き上げを実施予定（「地球温暖化対策のための税」：平年度税収約2,400億円）。 |

基 幹 税

税目別の税収と留意点（地方税）

| | 税収 (23年度地財計画額) | 留意点 |
|-------|---|---|
| 個人住民税 | 11.5兆円 （うち 均等割 0.2兆円 所得割 11.0兆円） | <ul style="list-style-type: none"> ○所得税に比べて納税義務者数が多く、「今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」との復興基本方針と合致。 ※納税義務者数(H21年所得) 均等割 5,936万人、所得割 5,477万人、所得税 5,052万人 ○非課税限度額制度等により、所得の極めて低い者などには課税されない。 ○復興財源を所得税で確保する場合、国と地方が連携・協力する観点から、個人住民税での確保が整合的。 ○所得割については、国と地方が協力して減税など同じ政策目的の税制改正を行ってきた経緯がある。 |
| 法人住民税 | 2.3兆円 （うち 均等割 0.6兆円 法人税割 1.7兆円） | <ul style="list-style-type: none"> <均等割> ○赤字法人についても課税される。 <法人税割> ○赤字法人には課税されない。 ○復興財源を法人税で確保する場合、国と地方が連携・協力する観点から、法人住民税法人税割での確保が整合的。 ○法人税割については、国と地方が協力して減税など同じ政策目的の税制改正を行ってきた経緯がある。 |
| 法人事業税 | 3.7兆円 （うち 地方法人特別 譲与税 1.6兆円） | <ul style="list-style-type: none"> ○外形標準課税や収入金額課税があるため、赤字法人の負担が増える場合がある。 |
| 地方消費税 | 2.6兆円 | <ul style="list-style-type: none"> ○税の仕組み上、被災地、被災者の地方消費税負担について配慮が困難。 |
| 固定資産税 | 8.9兆円 | <ul style="list-style-type: none"> ○収入にかかわらず課税されるため、無収入者・低所得者や赤字法人についても課税される。 ○被災住民・被災企業についても課税される。 ○固定資産以外のストック資産（金融資産など）との均衡を欠く。 |

その他の税目

| | 税収 (23年度地財計画額) | 留意点 |
|------------|-------------------|---|
| 地方 たばこ税 | 1.0兆円 | ○国と地方の配分を1:1としてきた経緯を踏まえ、国税と同じ扱いとすることが整合的。 |
| 軽油引取税 | 0.9兆円 | ○税の仕組み上、被災地、被災者の軽油引取税負担について配慮が困難。 |
| 自動車税 | 1.6兆円 | ○収入にかかわらず課税されるため、無収入者・低所得者や赤字法人についても課税される。 ○被災住民・被災企業についても課税される。 |

<地方税を復興財源とする場合の課題>

- 増収額の大半が被災地域以外の地方団体の財源となることに理解が得られるか。
- 増収規模にもよるが、不交付団体の増収額についてどう考えるか。
- あらかじめ、地方団体の理解を得る必要がある。